

確定申告のお知らせ

確定申告の期間

① 所得税・復興特別所得税

2月16日(金)～3月15日(木)

1月4日(木)から、税務署

窓口にて作成済みの所得税の還付申告書を提出できます。

② 贈与税

2月1日(木)～3月15日(木)

③ 個人消費税

1月4日(木)～4月2日(月)

申告に関する提出・相談

① 平塚税務署の申告書作成会場

(平塚市庁舎1階多目的スペース)

2月8日(木)～3月15日(木)

9時～17時(受付は8時30分)

※土日祝日除く。2月18日(日)、

25日(日)は臨時開設。

② 税理士会が行う無料申告相談

1月30日(火)、31日(水)

午前の部 9時30分～12時

午後の部 13時～15時30分

場所 保健センター

確定申告等の作成案内

国税庁ホームページ「確定申告等作成コーナー」で申告書の作成ができます。

<http://www.nta.go.jp/>

確定申告の送付

平成29年分の確定申告書は、

1月下旬の発送予定です。

平成28年分以前に確定申告書を

を国税庁ホームページ等で作成された方のうち、平成29年分も

申告が必要と思われる方には、

「お知らせハガキ」等により申告に必要な情報を送付します。

確定申告書の窓口配布

税務署では1月4日(木)、

役場税務課窓口及び国府支所では

1月26日(金)(土日祝除く

平日開庁時間)から、確定申告書の配布を行っています。

マイナンバーについて

提出の際には本人確認書類

(個人番号カードまたは通知

カード・身元確認書類)の提示

または写しの添付が必要です。

※個人番号カードをお持ちの方は、

1枚で本人確認ができます。

※個人番号カードをお持ちでない方は、

通知カードと運転免許証等の身元確認書類が必要です。

※代理・郵送、もしくは税務署以外で提出する場合、本人確認書類の写しの添付が必要です。

医療費控除の手続きについて

平成29年分の確定申告から、

領収書の提出が不要(自宅で5

年間保存)となり、代わりに「医

療費控除の明細書」の添付が必要

となりました。

※医療保険者から交付を受けた

医療費通知を添付すると、明細

の記入を省略できます。使用で

きる通知は、被保険者等が支

払った医療費等の額が記載されているものに限られます。

そのため、神奈川県内の国民

健康保険、後期高齢者医療保険

の医療費通知は、被保険者等が

支払った医療費の額等が記載さ

れていないため、確定申告には

使用できません。

※平成29年分から平成31年分ま

での確定申告については、医療

費の領収書の添付または提示によることもできます。

問

平塚税務署 ☎(22) 1400

作成コーナーヘルプデスク

☎0570(01)5901

町民税等の申告について

町の確定申告受付の日程等は

広報2月号に掲載いたします。

問 税務課 ☎内線253

おむつ代が医療費控除されます

対象 6か月以上寝たきりの状

態で常時紙おむつの使用が必要

と認められた方

必要な書類

①医療機関が発行する「おむつ使用証明書」

なお、前年度に引き続きおむ

つ代の医療費控除を受けられる

方は、要介護認定主治医意見書

で尿失禁が確認できる場合、「おむつ使用証明書」に代わり、町

福祉課高齢福祉係で交付する

「内容確認証明書」で代用するこ

とができます。

②「医療費控除の明細書」

寝たきり高齢者等の障害者控除

対象者認定書の発行

障害者手帳をお持ちでない要

介護認定を受けている65歳以上

の方で、寝たきりや認知症によ

り障がい者等に準ずると認めら

れた方に発行します。確定申告

の際に提出すると障害者控除を

受けることができます。

対象 要介護2以上で要介護認

定主治医意見書により、町が知

的障害者及び身体障害者に準ず

ると認めた方(状態確認が必要となり、事前に問合わせください)。

問 福祉課 ☎内線302・31

5・316

固定資産税の

申告・届出は忘れずに

固定資産税は毎年1月1日に

土地・家屋・償却資産を所有さ

れている方に課税されます。

次に該当の方で、申告・届出

がない場合は、**1月31日(水)**

までにご連絡ください。

▼土地・家屋を所有(法務局に

届出を行っていない方が対象)

・相続や贈与などで土地・家屋

の納税義務者を変更した。

・納税義務者が亡くなりました。

・家屋を取り壊した。

・未登記家屋を取得した。

・家屋を**29年中**に新増築したが

町の家屋調査が済んでいない。

・土地や家屋の用途を変更した。

▼償却資産を所有

1月1日現在の償却資産の状

況について、申告をお願いしま

す。なお、該当の事業者には申

告書を郵送します。

▼その他

耐震改修した住宅の固定資産

税の減額、バリアフリー改修に

伴う減額、省エネ改修に伴う減額、長期優良住宅にかかる特例措置についての詳細につきましては、税務課へお問合わせください。

問 税務課 ☎内線255